**地域包括診療加算に関する掲示について**

当院では、地域包括診療加算を算定するにあたり、

下記の体制を整備しております

□予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する

相談に応じます

□介護保険制度の利用に関する相談に応じます

□医療機関に通院する患者について、

介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応します

□患者の状態に応じ、

28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、対応が可能です

　　　　　　　　　打越かとうクリニック

　　　　　　　　　　　　2024年6月1日

